



議案の概要

(条例案の概要)

(第 1 回定例会 記者発表資料)

令和 6 年 2 月 1 6 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美濃加茂市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について）	1
議第 1 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	2
議第 2 号	美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 3 号	美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	4
議第 4 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	6
議第 5 号	美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について	8
議第 6 号	美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 0
議第 7 号	美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 3
議第 8 号	美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 5
議第 9 号	美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 6
議第 1 0 号	美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 8
議第 1 1 号	美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する	

	条例について	2 0
議第 1 2 号	美濃加茂市防災会議設置条例の一部を改正する条例について	2 1
議第 1 3 号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	2 2
議第 1 4 号	美濃加茂市手数料条例等の一部を改正する条例について	2 4
議第 1 5 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	2 6
議第 1 6 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	2 8

〔承第 1 号〕

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美濃加茂市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：1 頁】

◎ 改正の概要

異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において災害応急作業等に従事した職員に対し、災害応急作業等手当を支給し、また、被災地方公共団体の要請等に基づき派遣され、災害応急作業等に従事した職員に対し、日当を支給できるよう、条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

○ 種類の改正（第 2 条関係）

「災害対策業務手当」を「災害応急作業等手当」に改めます。

○ 災害応急作業等手当について（第 6 条関係）

市長の命を受け、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において災害応急作業等に従事した職員に対し、勤務 1 日につき 1, 0 0 0 円を支給します。

第 2 条 美濃加茂市職員の旅費に関する条例の一部改正

○ 日当の支給（第 1 5 条関係）

被災地方公共団体の要請等に基づき派遣され、災害応急作業等に従事した職員に対し、日当を支給します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美濃加茂市職員の旅費に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用します。

〔議第 1 号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：24頁】

◎ 改正の概要

美濃加茂市少年補導委員規則（令和6年美濃加茂市規則第7号）に定める少年補導委員について、活動時の事故等に対する補償を確保し、同じく青少年の健全育成活動をする青少年育成推進委員と活動に対する報酬等を統一するため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 少年補導委員の追加（別表関係）

別表に少年補導委員を追加します。

区分	少年補導委員
根拠となる法律、条例等	美濃加茂市少年補導委員規則
報酬の額	年額 25,000円
費用弁償	美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和63年美濃加茂市条例第1号）に規定する一般職の職員の旅費に相当する額

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

〔議第 2 号〕

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：26頁】

◎ 改正の概要

当市における待機児童対策のさらなる強化及び未満児保育の需要増加に対応するため、新たに美濃加茂市下米田保育園地内に民間事業者による新認定こども園を開設します。それに伴い、同保育園を廃止するため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 保育園の廃止（第3条関係）

第3条に規定する表中から下米田保育園に関する記載を削ります。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

〔議第 3 号〕

美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

【議案書： 2 7 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）
条例改正に影響する条	第 4 3 条

○ 条例改正趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和 4 年 6 月 1 5 日に公布され、福祉型児童発達支援と医療型児童発達支援が児童発達支援に一元化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。また、事業利用者の保護者が負担すべき利用料等について、規定を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 題名等の変更（題名及び第 1 条関係）

「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改めるため、題名等を改正するものです。

○ 新規の項追加に伴う項ずれの解消（第 4 条関係）

新たな項が追加されたことにより発生した項ずれを解消するために「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改めます。

○ 利用料等について（第 8 条関係）

児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業の利用者の保護者は、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の利用料を負担しなければならないものとします。ただし、市による通所受給者証の交付を受けている場合は、通所受給者証の給付決定支給量の範囲において負担を要しないものとします。

食事代等保護者に負担させることが適当と認められる費用について、当該保護者からその費用を徴収することができることとします。

○ 減免について（第 9 条関係）

必要があると認めたときは、利用料等を減免することができることとし

ます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 4 号〕

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【議案書：30頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号） ○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）
条例改正に影響する施行日	令和6年4月1日
改正された法令	○健康保険法（大正11年法律第70号） ○国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ○国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）
条例改正に影響する条	健康保険法附則第4条の3 国民健康保険法附則第6条から第21条の5まで 国民健康保険法施行令第29条の3、第29条の4の3及び第29条の7

○ 条例改正趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月から退職者医療制度が廃止されることを踏まえて、所要の改正を行うものです。

あわせて、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布され、国民健康保険料の賦課限度額、軽減判定所得基準が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

- 退職被保険者等に係る保険料規定の削除（第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第19条、第19条の2、第20条から第20条の4まで、第20条の6から第20条の11まで、第21条、第29条、第32条、第32条の3及び第32条の4関係）

退職被保険者等に係る保険料について規定した条項等を削除します。

- 賦課限度額の引上げ（第20条の12、第32条及び第32条の4関係）

国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行の22万円から24万円に引き上げます。

所得の高い世帯の負担が増え、中間所得層の世帯の負担増加を抑えることになります。

○ **軽減判定所得基準（第32条関係）**

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げます。

軽減に該当する世帯が増えるため、所得の低い世帯の負担が減ることになります。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第1項）**

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

○ **経過措置（第2項）**

改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の保険料から適用し、令和5年度までの保険料は従前の例によるものとします。

〔議第 5 号〕

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

【議案書：50頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 13 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）
条例改正に影響する条	第 39 条

○ 条例改正趣旨

保険料は、3 年間の計画期間ごとに算定することとされており、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画期間における所得段階別保険料を設定するものです。

また、施行令の改正により基準所得金額が変更されることに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 所得段階別保険料の設定（第 2 条関係）

保険料の基準額である第 5 段階の保険料年額は据え置きますが、高所得者の負担が増え、低所得者の負担増加を抑えることになります。

所得段階	保険料年額		
	改正前	改正後	差額
第 1 段階	20, 160 円	19, 150 円	△ 1, 010 円
第 2 段階	33, 600 円	32, 590 円	△ 1, 010 円
第 3 段階	47, 040 円	46, 030 円	△ 1, 010 円
(略)			
第 10 段階	117, 600 円	127, 680 円	10, 080 円
第 11 段階	127, 680 円	141, 120 円	13, 440 円
第 12 段階	134, 400 円	154, 560 円	20, 160 円
第 13 段階	141, 120 円	161, 280 円	20, 160 円
第 14 段階	154, 560 円	168, 000 円	13, 440 円
第 15 段階	168, 000 円	174, 720 円	6, 720 円

(略)

※第1段階から第3段階までについては、軽減後の額で記載

- 介護保険料の所得段階のうち、第9段階から第13段階までの境目となる基準所得金額の変更（第2条関係）

所得段階		基準所得金額
第9段階と第10段階	改正前	400万円
	改正後	420万円
第10段階と第11段階	改正前	500万円
	改正後	520万円
第11段階と第12段階	改正前	600万円
	改正後	620万円
第12段階と第13段階	改正前	700万円
	改正後	720万円

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第1項）

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

- 経過措置（第2項）

改正後の美濃加茂市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の保険料から適用し、令和5年度までの保険料は従前の例によるものとします。

〔議第 6 号〕

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 5 4 頁】

◎ 改正の概要

○ 法令改正情報

公布された法令	○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号） ○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 4 号） ○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	○介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号） ○介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号） ○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）
条例改正に影響する条	介護保険法第 8 条第 2 3 項 介護保険法施行規則第 1 7 条の 1 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 4、第 3 条の 5、第 3 条の 2 2、第 3 条の 3 2、第 3 条の 4 0、第 6 条、第 7 条、第 1 0 条、第 1 7 条、第 2 1 条、第 2 6 条、第 3 6 条、第 4 0 条の 2、第 4 0 条の 8、第 4 0 条の 1 5、第 4 3 条、第 4 6 条、第 4 7 条、第 5 1 条、第 6 0 条、第 6 3 条、第 6 4 条、第 7 3 条、第 8 6 条の 2、第 8 7 条、第 9 1 条、第 1 0 1 条、第 1 0 5 条、第 1 0 7 条、第 1 0 8 条、第 1 1 0 条、第 1 1 1 条、第 1 2 7 条、第 1 2 8 条、第 1 2 9 条、第 1 3 1 条、第 1 4 5 条の 2、第 1 4 6 条、第 1 5 2 条、第 1 5 6 条、第 1 5 7 条、第 1 6 7 条、第 1 6 9 条、第 1 7 1 条、第 1 7 2 条、第 1 7 7 条、第 1 8 1

○ 条例改正趣旨

介護保険法、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

- 身体的拘束等の適切な取扱い（第24条、第42条、第51条、第58条、第59条の9、第59条の19、第59条の30、第59条の37、第70条、第79条、第92条及び第197条関係）

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、身体的拘束等を行う場合には、その状況や理由等を記録しなければならないこと及び身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることを義務付けるものです。

- 重要事項のウェブサイトへの掲載（第34条関係）

原則として、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務付けるものです。

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策検討委員会の設置（第106条の2、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条関係）

介護サービス事業所において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担を軽減するための方策を検討する委員会を定期的を開催することを義務付けるものです。

- 協力医療機関等との連携強化（第125条、第147条、第165条の2及び第172条関係）

利用者の病状が急変した場合等に医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しており、事業所が診療を求めた場合に診療を行う体制を常時確保している協力医療機関を定めるよう努めること及び事業所と協力医療機関とが新興感染症の発生時等の対応について協議すること等を定めるものです。

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第1項）

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

- 重要事項の掲示に係る経過措置（第2項）

重要事項のウェブサイトへの掲載については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、義務としません。

○ 身体的拘束等の適正化に係る経過措置（第３項）

身体的拘束等の適正化については、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間は、努力義務とします。

○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策検討委員会の設置に係る経過措置（第４項）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策検討委員会の設置については、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの間は、努力義務とします。

○ 協力医療機関との連携に係る経過措置（第５項）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における協力医療機関との連携については、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの間は、努力義務とします。

〔議第 7 号〕

美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：91頁】

◎ 改正の概要

○ 法令改正情報

公布された法令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）
条例改正に影響する施行日	令和6年4月1日
改正された法令	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
条例改正に影響する条	第6条、第9条、第10条、第32条、第40条、第42条、第44条、第45条、第53条、第62条の2、第63条、第71条、第78条、第82条、第84条及び第85条

○ 条例改正趣旨

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 重要事項のウェブサイトへの掲載（第32条関係）

原則として、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務付けるものです。

○ 身体的拘束等の適切な取扱い（第40条、第42条及び第53条関係）

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、身体的拘束等を行う場合には、その状況や理由等を記録しなければならないこと及び身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることを義務付けるものです。

○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策検討委員会の設置（第63条の2及び第86条関係）

介護サービス事業所において、利用者の安全並びに介護サービスの質の

確保及び職員の負担を軽減するための方策を検討する委員会を定期的開催することを義務付けるものです。

○ **協力医療機関等との連携強化（第 8 3 条関係）**

利用者の病状が急変した場合等に医師又は看護職員が相談対応を行う体制や事業所が診療を求めた場合に診療を行う体制を常時確保している協力医療機関を定めるよう努めることや、事業所と協力医療機関とが新興感染症の発生時等の対応について協議すること等を定めるものです。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第 1 項）**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ **重要事項の掲示に係る経過措置（第 2 項）**

重要事項のウェブサイトへの掲載については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、義務としません。

○ **身体的拘束等の適正化に係る経過措置（第 3 項）**

身体的拘束等の適正化については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とします。

○ **利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策検討委員会の設置に係る経過措置（第 4 項）**

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策検討委員会の設置については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とします。

〔議第 8 号〕

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 1 0 3 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号） ○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 4 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	○介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号） ○介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）
条例改正に影響する条	介護保険法第 8 条第 2 3 項 介護保険法施行規則第 1 7 条の 1 2

○ 条例改正趣旨

介護保険法及び介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用する条項の改正（第 3 条関係）

引用する条項を「介護保険法施行規則第 1 7 条の 1 2」から「介護保険法第 8 条第 2 3 項第 1 号」に改めます。

◎ 施行期日等（附則）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 9 号〕

美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 1 0 4 頁】

◎ 改正の概要

○ 法令改正情報

公布された法令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号）
条例改正に影響する条	第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 1 0 条、第 1 2 条、第 2 1 条、第 2 8 条及び第 3 0 条

○ 条例改正趣旨

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 指定居宅介護支援事業者に対する指定介護予防支援事業者の指定（第 5 条から第 7 条まで、第 1 3 条、第 1 5 条及び第 3 3 条関係）

地域包括支援センターを運営する事業者だけでなく、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援の提供に当たる事業者指定にすることができるようにするものです。

○ 重要事項のウェブサイトへの掲載（第 2 4 条関係）

原則として、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務付けるものです。

○ 身体的拘束等の適切な取扱い（第 3 1 条及び第 3 3 条関係）

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、身体的拘束等を行う場合には、その状況や理由等を記録しなければならないことを義務付けるものです。

○ 利用者の居宅を訪問する回数の緩和（第 3 3 条関係）

現在、少なくとも3箇月に1回は、利用者の居宅を訪問し利用者の面接を行うこととなっています。しかし、面接にテレビ電話等を活用することを利用者が同意し、サービス担当者会議等において関係者の合意を得ている場合には、3箇月ごとの期間において、少なくとも連続する2期間に1回は、利用者の居宅を訪問し利用者の面接を行い、居宅を訪問しない期間は、テレビ電話等を活用して面接を行うことができると認めるものです。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第1項）**

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

○ **経過措置（第2項）**

重要事項のウェブサイトへの掲載については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、義務としません。

〔議第 10 号〕

美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

【議案書： 112 頁】

◎ 改正の概要

○ 法令改正情報

公布された法令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
条例改正に影響する条	第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 13 条、第 22 条及び第 29 条

○ 条例改正趣旨

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 従業者の員数（第 5 条関係）

指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員の員数の基準を変更するものです。

○ 身体的拘束等の適切な取扱い（第 16 条及び第 32 条関係）

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、身体的拘束等を行う場合には、その状況や理由等を記録しなければならないことを義務付けるものです。

○ 利用者の居宅を訪問する回数の緩和（第 16 条関係）

現在、少なくとも 1 箇月に 1 回は、利用者の居宅を訪問し利用者の面接を行うこととなっています。しかし、面接にテレビ電話等を活用することを利用者が同意し、サービス担当者会議等において関係者の合意を得ている場合には、少なくとも 2 箇月に 1 回は、利用者の居宅を訪問し利用者の面接を行い、居宅を訪問しない月は、テレビ電話等を活用して面接を行うことができると認めるものです。

○ 重要事項のウェブサイトへの掲載（第 25 条関係）

原則として、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務付けるものです。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第１項）

この条例は、令和６年４月１日から施行します。

○ 経過措置（第２項）

重要事項のウェブサイトへの掲載については、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間は、義務としません。

◎ 改正の概要

子育て支援策の重点施策として中学生までを対象に行っている医療費助成について、入院に限り高校生世代までを対象とするため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

- 福祉医療費助成対象者の定義改正（第 2 条関係）
「乳幼児等」を「子ども」に改め、その他定義規定を改正します。
- 医療費助成の拡大（第 6 条関係）
高校生等の入院に限り、医療費助成の対象とします。
- 受給者証交付申請の除外（第 8 条関係）
高校生等については、受給者証の交付は行わず、医療費助成を行います。

◎ 施行期日等（附則）

- 施行期日（第 1 項）
この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行します。
- 経過措置（第 2 項）
改正後の美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例によるものとします。

〔議第 1 2 号〕

美濃加茂市防災会議設置条例の一部を改正する条例について

【議案書： 1 2 3 頁】

◎ **改正の概要**

可茂消防事務組合の管内において美濃加茂市を所管する消防署は同組合中消防署であるため、防災会議の委員の改正を行うものです。また、現状に合わせて委員の任期の改正を行うものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **委員及び任期に関する規定の改正（第 3 条関係）**

「消防長」を「中消防署長」に改め、委員の任期「2 年」を「1 年」に改めます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

〔議第 1 3 号〕

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

【議案書： 1 2 4 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 5 年法律第 7 3 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正される法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）
条例改正に影響する条等	第 2 条第 2 項及び別表

○ 条例改正趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 消防作業従事者等の補償基礎額の改定（第 5 条関係）

「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改めます。

○ 非常勤消防団員等の補償基礎額の改定（別表関係）

【改正前】

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,440 円	13,320 円	14,200 円
分団長及び副分団長	10,670 円	11,550 円	12,440 円
部長、班長及び団員	8,900 円	9,790 円	10,670 円

【改正後】

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,500 円	13,350 円	14,200 円
分団長及び副分団長	10,800 円	11,650 円	12,500 円
部長、班長及び団員	9,100 円	9,950 円	10,800 円

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項）

改正後の条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 3 4 7 号） ○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 8 2 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 3 月 1 日
改正された法令	○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。） ○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 1 2 年自治省令第 5 号。以下「省令」という。）
条例改正に影響する条	政令本則の表 8 の項 省令第 1 条の 2

○ 条例改正趣旨

政令及び省令の改正により事務の追加、一部の証明書の表記の変更及び手数料の標準額の見直しがなされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市手数料条例の一部改正

○ 手数料を徴収する事務の追加（別表関係）

本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍謄本等の交付請求を可能とする広域交付事務、電子化された届書等情報を用いた閲覧及び交付事務並びに戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務を新たに追加し、手数料を定めます。また、手数料の徴収対象とならない方法として、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法等を規定します。

手数料を徴収する事務名	現行金額	改定後金額
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加）	4 5 0 円	改定なし

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	（新規追加）	400円
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加）	750円	改定なし
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	（新規追加）	700円
届出若しくは申請の受理の証明書交付等（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加）	350円等	改定なし
届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務（電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加）	350円	改定なし

第2条 美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正

○ 手数料に関する規定の改正（附則第3項関係）

「戸籍記録事項証明書交付手数料」を「戸籍証明書交付手数料」に改めます。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和6年3月1日から施行します。

〔議第 1 5 号〕

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案書：1 3 2 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 4 月 1 日
改正された法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
条例改正に影響する条	第 2 0 3 条の 2

○ 条例改正趣旨

地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるものとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。また、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）に規定する給与の種類に合わせて、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

○ 題名の変更

報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償を総称して報酬等と言い換えるため、題名を改正するものです。

○ 勤勉手当の支給（第 1 条及び第 8 条関係）

条例に規定する報酬等を明確にするため、期末手当及び勤勉手当を追加し、勤勉手当の支給率等の計算方法を規定します。

勤勉手当は年間の支給月数である 0. 9 7 5 月を 6 月と 1 2 月に同じ月数ずつ振り分け、それぞれ 0. 4 8 7 5 月とします。

○ 報酬の規定（第 2 条関係）

報酬の額及び種類について規定します。

○ 期末手当の支給割合の変更（第 7 条関係）

期末手当の年間の支給月数である 1. 3 7 5 月を 6 月と 1 2 月に同じ月

数ずつ振り分け、それぞれ0.6875月とします。

【参考】 期末手当、勤勉手当の支給について

区 分		現行 (R5.4.1時点)	改正後 (R6.4.1時点)
6月 支給割合	期末手当	0.675月	0.6875月
	勤勉手当		0.4875月
12月 支給割合	期末手当	0.700月	0.6875月
	勤勉手当		0.4875月
合 計	期末手当	1.375月	1.3750月
	勤勉手当		0.9750月

第2条 美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

○ 給与の種類に関する規定の改正（第2条関係）

「給料、手当、報酬及び費用弁償」を「給料及び手当」に改め、会計年度任用職員に対する手当の種類を規定します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和 3 年法律第 81 号。以下「法」という。)
条例改正に影響 する施行日	令和 3 年 9 月 18 日
条例改正に影響 する条	第 10 条

○ 条例改正趣旨

法の施行により、地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう必要な措置を講じなければならないこととなりました。そこで、市として共通の支援方針を作成し、各学校で医療的支援や緊急時の対応・報告を行うため、美濃加茂市医療的ケア運営協議会を設置するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 別表（第 1 条―第 4 条関係） 2 教育委員会の附属機関の改正

教育委員会の附属機関として、美濃加茂市医療的ケア運営協議会を新たに加えます。

所掌事項	学校で実施する医療的ケアに関すること。
委員の構成	(1) 加茂医師会所属の医師 (2) 関係行政機関の職員
委員の定数	5 人以内
委員の任期	1 年

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 2 項）

別表に「美濃加茂市医療的ケア運営協議会」を加えます。

※日額 16,000 円（職務の時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合は 8,000 円、2 時間未満の場合は 4,000 円）